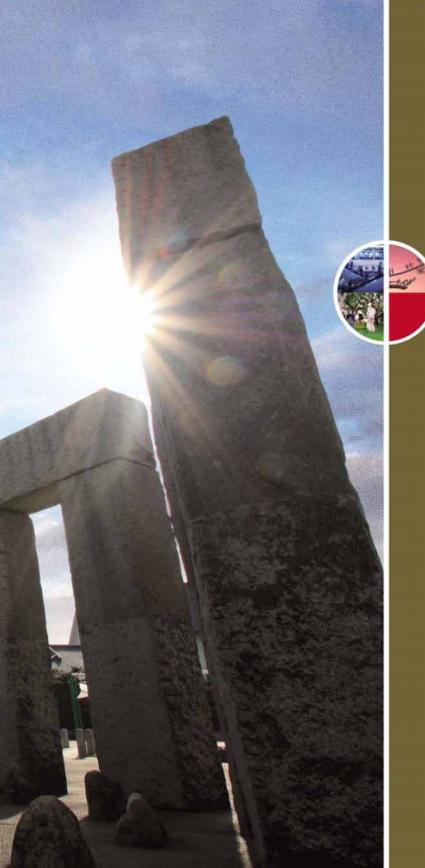


p63 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

p83 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

部門別計画

p99 第5部 安全で住みよいまちづくり





民が主体となっ た まちづく

部門別計画

1節 市民が主体的に活躍するまち

人権を尊重するまち 2節

男女が共に生き生きと暮らすまち 3節

平和の大切さを伝えるまち p40

開かれた市役所のあるまち p42



私の好きな東大阪の風景 花園中央公園



地域コミュニティーを基礎とした、市民の主体的な参加によるまちづく りを進めるとともに、人権の尊重と平和都市づくりを推進します。また、 地方分権を視野に置いて効率的で活力ある行財政運営を進め、市民自治に よる開かれた市政の運営を図ります。

実現に向けて取り組みます

1節 市民が主体的に活躍するまち

- ①地域の特性を生かしたまちづくりを進めます
- ②市民によるまちづくりを応援します
- ③市民のまちづくりへの理解を深めます
- ④ まちづくりの担い手づくりを進めます

2節 人権を尊重するまち

- ① あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます
- ② 効果的な人権啓発・人権教育を進めます
- ③ 情報・相談機能を充実させます

3節 男女が共に生き生きと暮らすまち

- ①男女が対等な関係を築く意識を育みます
- ②仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- ③男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- ④ 男女が共にまちづくりを進めます
- ⑤ だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます

4節 平和の大切さを伝えるまち

- ①市民の平和意識を高めます
- ②子どもたちの平和学習を充実させます
- ③ 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

5節 開かれた市役所のあるまち

- ①市民の声に基づいて市政を進めます
- ②市政にかかわる情報を分かりやすく発信します
- ③市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります

○こんな東大阪市をめざします



1 TH 市民が主体的にまちづくりに取り 組み、楽しさや達成感、連帯感を味わ い、まちに誇りと愛着を持つことが できるようにします。



2節 すべての人の人権が尊重され、い かなる差別もない豊かで明るいまち をつくります。

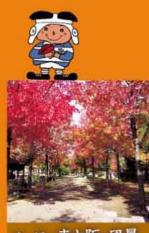


300 男女が互いに認め合い、性別にかかわらず、一人ひとりの持つ個性や能力を発揮し、共に生き生きと暮らせるまちをつくります。





方ញ 市民のための身近で開かれた、透明性の高い市役所をつくります。



私の好な東大阪の風景 緩衝緑地公園

写真撮影/西村さん



活が

34

基本方針

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。

そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促す こと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てるこ となどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづく りを行う、公民協働を基本にします。

現状と課題

本市では、多くの市民や団体などがまちづくり活動に参加するようになり、まちづくり活動は地域に無くてはならないものとなっています。これまでリージョンセンター *1における活動や、自治会館の設置などへの支援を行ってきました。

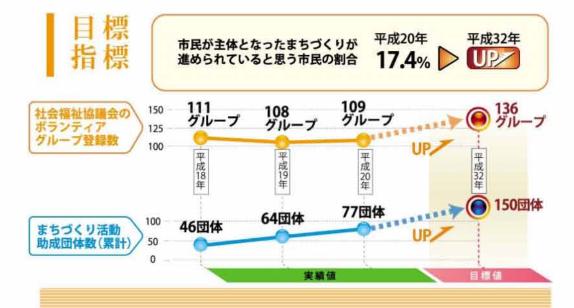
地域が持つ資源や抱える課題はさまざまです。今後さらに、地域のまちづくりを進めるためには、 市民のまちづくり活動の中核施設であるリージョンセンターを拠点として生かし、さまざまな市民 や団体などが、それぞれの立場を生かして、話し合いの場に参加するとともに、地域の特性を生かし ていくことが必要です。

また、「市民ふれあい祭り」などを通して、市民や団体などが連帯感を持ち、地域に誇りと愛着が持てるような取り組みを進めてきました。今後は、まちづくり活動がより自主的に、自立して進められるようにすることが重要です。

一方、まちづくり活動に対して、特に若年層や仕事が忙しい働き盛りの人など、比較的関心の薄い 層への働き掛けが十分とは言えません。さらに多くの市民が興味や関心を持てるよう、多様な層の 人々にまちづくり活動の重要性を伝えていくことも求められます。

さらに、自立した活動としていくためには、活動がさまざまな年代の多くの市民や団体などによって支えられるとともに、中心的役割を果たす人材を増やす取り組みも必要です。

※1 リージョンセンター:地域活動の活性化と市民サービスの向上のため、7つの地域別計画区域に設置した施設。



部

1節 市民が主体的に活躍するまち

取り組みのあらまし

地域の特性を生かしたまちづくりを進めます

市民が主体となって、7つの地域別計画区域 *2の特性を生かしたまちづくりを進めるために、地域で活動する市民や自治会、リージョンセンター企画運営委員会、学校、ボランティアグループ、NPO*3、企業などが協力できるような場やネットワークなどの活動環境づくりを進めていきます。また、本市の特性である大学の集積を生かしたまちづくりに取り組んでいきます。

- ※2 地域別計画区域:日常生活圏や幹線道路、河川の状況などにより設定した、まちづくりを考えていく上での 目安となる区域。
- ※3 NPO:公益実現のための事業や市民活動を行う、営利を目的としない民間組織。

2 市民によるまちづくりを応援します

自立したまちづくり活動に必要とされる支援は、立ち上げ時期、円熟期など活動段階によって、また、経費が必要なのか、あるいは人や活動場所が必要なのかなどによっても、内容が異なります。このため、まちづくりに取り組む市民や団体などが、活動段階に応じて必要とする支援が得られるようにします。

3 市民のまちづくりへの理解を深めます

市民や市役所の、まちづくり活動に対する理解、協力を深めるため、広報紙やホームページをはじめとしたさまざまな手法により情報を発信していきます。

また、活動する市民や団体などが、まちづくり活動を楽しみ、活動によって達成感などを味わえるよう情報を提供していきます。

4 まちづくりの担い手づくりを進めます

まちづくり活動に参加したことのない市民に参加を促していくことをはじめ、多くの市民が活動に参加し、地域のまちづくりに取り組んでいけるよう、あらゆる年代層へ働き掛けていきます。そのことによってまちづくりの担い手を増やすとともに、活動の中心的な役割を担う人材や団体などを育んでいきます。

みんなで…

一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくり活動への理解を深め、 参加しましょう。

自分たちでできることは自分たちで取り組みましょう。

さまざまなまちづくり団体は相互に理解を深め、積極的に交流しましょう。



写真撮影/大野さん

曲

基本方針

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権 を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。

そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和 問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向 け、横断的な取り組みを進めます。

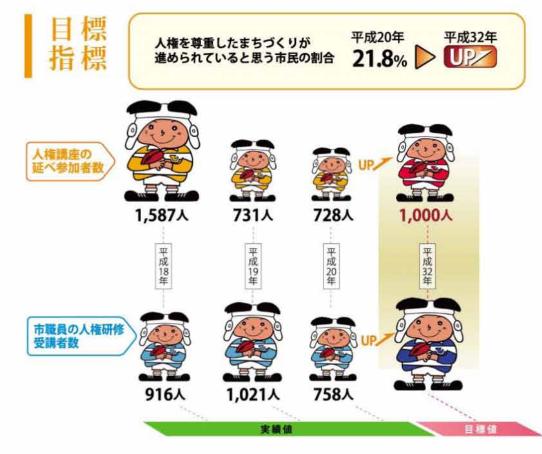
現状と課題

本市では「人権のまちづくり」をめざして、人権啓発・人権教育などに取り組んでいます。

同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題は、これまでその解決 に向け啓発事業に取り組んできましたが、差別事象は今なお起こっており、多様化しています。

問題を解決するためには、さまざまな分野にわたる人権施策をより充実させる必要があります。また、インターネットへの書き込みによる新たな人権侵害の発生など、人権問題を取り巻く社会の変化に対応していくほか、効果的な人権啓発・人権教育により正しい知識を広め、市民が互いに人権を守るための取り組みを進めていく必要があります。

さらに、社会情勢の変化に伴う市民の人権に関するあらゆる相談に適切に対応できるよう、情報・ 相談の機能を高める必要があります。



取り組みのあらまし

7 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます

人権が尊重されるまちづくりを進めるため、あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます。とりわけ、人権施策の実施に当たっては、総合的、計画的に進めていきます。また、すべての市職員が人権意識を持って仕事に取り組んでいきます。

2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます

市民が人権問題を自らの問題としてとらえ、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、参加しやすく、市民ニーズに合った、効果的な人権啓発・人権教育を行っていきます。

また、市民や事業者、教育関係者、関係機関などが連携して、人権に関する取り組みを進められるよう、場所や機会を提供していきます。

さらに、これらの取り組みを通じて人材育成や市民間交流が行われ、人権啓発・人権教育が市民や 地域に密着したものとなるようにしていきます。

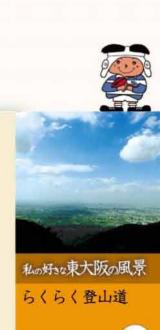
3 情報・相談機能を充実させます

インターネットの普及、価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴う、人権問題の複雑化、多様化に対応するために、相談機関のネットワークを充実させます。このネットワークを生かして、的確な情報収集・発信を行い、相談を受けようとする市民や事業者などが、必要な情報を簡単に手に入れられ、より一層適切な相談を受けられるようにします。

みんなで…

人権問題を他人事ではなく自分に引き寄せて考え、 自らの問題としてとらえ行動しましょう。

家族や友人など身近な人と身近なところで一緒に人権問題を考えましょう。



写真撮影/幾島さん

暮らすまち

基本方針

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

現状と課題

本市では、すべての人の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例を制定し、行動計画を策定しました。また、共に活動を進めていくための拠点施設として男女共同参画センター・イコーラムの設置などに取り組んできました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、これに基づく制度や慣行が根強く残っており、多くの 市民が男女間の不平等を感じている状況があります。

男女が共に生き生きと暮らせるまちにするためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、男女が共にまちづくりに取り組んでいくことが必要です。また、男女が共に仕事と家庭の両立が可能な環境をつくることが求められています。

また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス[■]などの暴力行為、ストーカー 行為などが社会問題化していますが、その被害者のほとんどが女性であるのが特徴です。だれもが安 心して暮らせるよう、これらの暴力行為を根絶することが必要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス:夫婦や恋人など親密な関係にある者から加えられる暴力。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限なども含まれる。

目標指標

男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが 進められていると思う市民の割合





部

男女が共に生き生きと暮らすまち 3 節

取り組みのあらまし

男女が対等な関係を築く意識を育みます

性別による固定的な役割分担意識に基づく不平等を無くし、対等な関係をつくるためには、市民一人 ひとりの意識が変わる必要があります。特に、依然として男女共同参画に対する男性の意識が低いこと から、男性を対象とする啓発に取り組むなど、男女が共に男女共同参画への理解を深め、意識を高めて いくきっかけとなるような学習機会を提供していきます。また、女性にかかわるさまざまな問題につい て、男女が共に国際的な視野で意識を高めることができるよう、情報を集め、発信していきます。

仕事と家庭が両立できる環境をつくります

男女が共に経済的、家庭的責任を担い、支え合うことで、互いが仕事と家庭を両立し、地域活動も 行っていけるよう、支援していきます。

特に、子育てや、男性が積極的に家事や育児に携わることへの支援、仕事と家庭が両立しやすい環 境づくりに向けた市民や事業者などへの働き掛け、「もっと」「もう一度」働きたいと思う女性への支 援に取り組んでいきます。

男女が生き生きと活躍できる職場をつくります

男女が共に生き生きと働くためには、互いに職業上の対等なパートナーとして認識し合い、能力を 十分に発揮できる環境が必要です。しかしながら、いまだ多くの職場において女性が正当に評価され ていないことから、事業者に対し、男女の別なく正当に能力が評価され、発揮できる機会が保障され るよう促していきます。また、セクシュアル・ハラスメントなどの防止、職場における健康保持や母性 保護への取り組みを促していきます。

男女が共にまちづくりを進めます

男女が互いの意見や視点を反映させて、地域生活におけるさまざまな問題を解決し、住みよいまちづく りを進めていくために、各種会議などへの女性の積極的な参画を促すなど、あらゆる場面での女性の参画 拡大を進めていきます。

また、防災や災害復興などの新たな取り組みを必要とする分野においても、男女共同参画を推進してい きます。

さらに、男女共同参画の視点を持って主体的にまちづくりを進めている市民や団体を支援していきます。

だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます

だれもが安心して暮らすには、暴力に脅かされることのない、健康で自立した生活が必要です。特 に女性に対する暴力は、女性の尊厳を侵害する行為であり、その根絶に向けて取り組んでいきます。 また、ドメスティック・バイオレンスなどの被害者支援のため、関係機関との連携を強化します。さら に、男女が互いに「性」に対する正しい認識と理解を深められるよう、特に「生涯にわたる女性の健康 の考え方」™の浸透に努めていきます。

※2 生涯にわたる女性の健康の考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ):個人、特に女性に対し、子どもを いつ何人生むか、生まないかなど、自分の体と健康について自分で選択、決定できる権利が保障される考え方。

みんなで…

男女共同参画を、家庭や地域での、生活や働き方などにかかわる身近なものとして とらえ、一人ひとりが意識を持って行動しましょう。

学習機会などを利用して意識を高め、家族や友人などの身近な人や地域、職場へ 働き掛け、男女共同参画への理解を広げましょう。

審議会などに積極的に参画するとともに、自主グループをつくって 活動や発信をしましょう。





恩智川

写真撮影/池渕さん



部 門 别 計 画

伝大 え切 るさ まを ち

基本方針

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人 ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。 そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和につい ての啓発や平和学習に取り組みます。

現状と課題

本市では、非核「平和都市宣言」を掲げ、平和の重要性とこれを脅かす核兵器の廃絶を全世界に訴え てきました。また、さまざまな催しの開催や啓発教材の作成など、平和意識の普及啓発に取り組んで います。

今日、平和や非核は全世界共通の願いです。しかし、国際社会においては地域紛争、国際テロなどが 多発している状況にあります。平和や非核の大切さを世界に伝えていくことは、非核「平和都市宣言」 都市としての重要な役割であり、なお一層、一人ひとりの平和意識の向上が求められています。

今後は、市民一人ひとりの平和への意識を高めるために、平和啓発事業や、学校教育の場や地域に おける平和学習の充実が求められています。

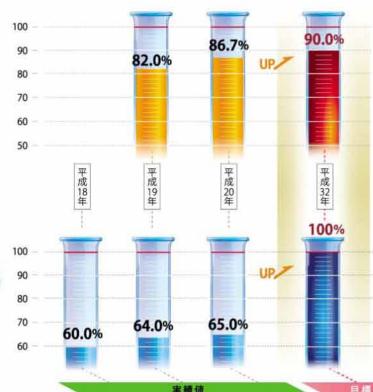
平和を意識したまちづくりが 進められていると思う市民の割合 平成20年 26.1%



平和事業の 参加者満足度 修学旅行で 平和学習に

取り組んでいる

学校の割合



40

取り組みのあらまし

一市民の平和意識を高めます

市民の平和意識が高められ、多くの市民に関心を持ってもらえるような啓発に取り組んでいきます。また、戦争の悲惨さを風化させないよう取り組んでいきます。さらに、平和啓発に関する情報提供や教材の貸し出しなど、市民の自主的な平和啓発活動が進められるよう支援していきます。

2 子どもたちの平和学習を充実させます

子どもたちが平和への関心を持ち、自ら平和と命の尊さを理解することができるよう、平和学習の場をつくるとともに、子どもや保護者、地域の住民、教職員の平和への意識を高め、平和につながる行動を支援していきます。また、学校園での取り組みに加えて、「東大阪市平和のつどい」などの多様な機会を設けるほか、補助教材の作成によって学習効果を向上させます。

3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

平和や非核は全世界共通の願いであり、平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に向けて 発信していきます。その際には、非核宣言自治体などとの連携、情報交換を通じて、効果的な取り組み となるよう努めていきます。

みんなで…

非核「平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、平和の大切さを知り、伝えましょう。

戦争体験、被爆体験を伝えましょう。

部

别

計

圃

41

私の好な東大阪の風景 石切参道筋

写真撮影/宮田さん



基本方針

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。

そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。

また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

現状と課題

本市では、市政だよりや市ホームページなど、さまざまな手段で市役所の情報を市民に発信するとともに、市政世論調査などにより市民の意見を把握するなど、双方向の対応を進めてきました。また、情報の発信・提供や、市民の意見を市政に反映させるための取り組みであるパブリックコメントや情報公開、個人情報保護などの制度化を進めてきました。

今後、さらに開かれた透明性の高い市役所とするために、事業の計画段階などから市民ニーズを的確にとらえ、意見を反映させるための仕組みや、意見を出しやすい環境をつくる必要があります。

また、市民に市政への関心を持ってもらえるよう情報発信の方法を工夫することや、市民が活用しやすい形で情報を提供していくことも必要です。市政にかかわるさまざまな情報を、だれもが確実に、また容易に入手することができるような仕組みづくりが求められています。

このほか、市役所が取り扱う市民の個人情報を守るための取り組み、特に電子化した情報の適正な取り扱いも課題となっています。

目標指標

市役所は市民の意見を広く聴き、 情報公開が進んでいる と思う市民の割合 平成20年 17.8%

平成32年



※1 情報セキュリティーポリシー:個人情報や行政運営上の情報などの情報資産を、さまざまな脅威から防御し、 安全に運用するための考え方や対策基準。

取り組みのあらまし

7 市民の声に基づいて市政を進めます

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させるため、調査や意見募集などを進めるとともに、相談窓口を充実させます。市民の意見や要望は、整理、蓄積して市政に生かすとともに、公表してだれもが確認できるような仕組みをつくります。

2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します

すべての世代の人に市政への興味を持ってもらえるよう、市政にかかわるさまざまな情報を整理し、市政だよりや市ホームページ、市政情報コーナー、ケーブルテレビなどの手段を活用して、分かりやすく情報を発信していきます。また、市役所の基本データを統計資料として市民に提供することで、市役所をもっと身近に感じてもらえるようにします。

さらに、情報公開制度を充実させるとともに、各種会議の公開を進めていきます。

う 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります

市民のプライバシーを保護するため、市役所が取り扱う個人情報を保護する取り組みをより一層進めていきます。特に、個人情報を取り扱う際には、職員一人ひとりが法令を守るだけではなく、高い倫理観を持って業務を行っていきます。また、個人情報の流出を防ぐために、組織内での相互チェックの仕組みを充実させます。

みんなで…

市役所が発信する情報に関心を持ちましょう。

市政に参加する意欲を持ちましょう。

私の好きな東大阪の風景

東大阪市役所

写真撮影/松居さん 冷募

143

部

别

計